

糸島市補助金設計書

所管課 農業振興課

補助金名称	新規就農者育成総合対策事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	福岡県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策③_担い手育成

1 補助の目的

新規就農人材の一層の確保と定着を図るため、経営開始資金を交付するとともに、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。

2 成果指標

指標①	認定新規就農者数(累計)		
目標値①	30	(単位)	人
指標②		(単位)	
目標値②		(単位)	
指標③		(単位)	
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

①経営開始資金(生活確保資金)、②経営発展支援事業補助金

【補助対象者】

独立自営を目指す49歳以下の者、親元就農者(親の経営に従事して5年以内に継承した者)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

①就農後の経営確立・定着に要する経費(使途の制限はなし)

②農業用施設・機械導入費

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】	①	100	%	又は		分の
	②		%	又は	3	分の 4
【補助限度額】				円		

【積算根拠ほか】

補助率:①県100%補助、②県3/4補助のため市費負担なし。

補助限度額:①150万円(夫婦で対象の場合は1.5倍) ※交付期間は3年間(総額450万円)

②375万円(①の交付を受けない者の限度額は750万円)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 6 年度 まで